

福岡県
騒音・振動規制区域図デジタル化業務
公募仕様書

令和6年5月

第一章 総則

1 目的

福岡県（以下「甲」という。）において、騒音規制法及び振動規制法に基づく福岡県内の規制区域図（以下「規制区域図」という。）を、地理情報システムを用いてデジタル化し WEB 上で公開するにあたって、業務仕様を定めるものである。

2 一般事項

2.1 契約範囲

本契約の範囲（受注者（以下「乙」という。）の責任範囲）は以下のとおりとする。

- (1) 規制区域図を WEB 上で公開するための地理情報システム（以下「公開型 GIS」という。）の構築
- (2) 規制区域図のデジタル化、公開型 GIS への反映
- (3) 公開型 GIS 操作、運用に係る教育研修及び運用保守業務
- (4) 公開型 GIS 整備に関して必要な申請等諸手続き

2.2 仕様書の解釈

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても、システム機能、運用又は構造上当然具備しなければならない事項及び社会通念上必要とされる事項については、乙において全て充足するものとする。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合は、乙はその都度甲と協議して決定することとし、乙の一方的解釈により処理しないこととする。
- (3) 契約後、乙においてやむを得ない事由において仕様の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
- (4) 本仕様書に定める協議を行った場合は、乙は一週間以内にその議事録を作成し、甲に提出してその承認を受けるものとする。

2.3 適用法令等

本業務の実施にあたっては、本業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令の規則及び規定を満足するものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進法（平成 19 年法律第 63 号）
- (2) 地理空間情報活用推進基本計画（令和 4 年閣議決定）
- (3) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (4) 地理情報標準第 2 版（JSGI2.0）
- (5) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014
- (6) 品質の要求、評価及び報告のための規則
- (7) 日本メタデータプロファイル（JMP）2.0
- (8) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (10) 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（福岡県条例第四十三号）
- (11) 福岡県財務規則
- (12) その他福岡県が必要と認める関係法令

2.4 特許権等の取扱

本システムに関する特許権、実用新案及びその他第三者の権利の対象となっているものの使用に係る事項については、全て乙の責任において処理するものとする。なお、これらに関する費用は、乙の負担とする。

2.5 官公庁等への手続き

官公庁及び電気通信事業者等に対する許可申請又は届出が必要な場合、それらに係わる書類の作成及び手続きの一切は甲の委任又は承認を受けて乙が行うものとする。

2.6 提出書類

乙は、契約締結後、次の関係書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 打合議事録（打合後 10 日以内） | 2 部 |
| (2) 作業実施計画書（契約締結後 40 日以内） | 2 部 |
| (3) 作業工程表 | 2 部 |
| (4) 作業実施体制表（契約締結後 15 日以内） | 2 部 |
| (5) 完成仕様書（委託期限内） | 2 部 |
| (6) 取扱説明書（委託期限内） | 2 部 |
| (7) その他甲が必要と認める書類（提出指示後速やかに） | 指示部数 |

2.7 貸与資料

貸与資料は、受注者において厳重に管理を行うものとし、資料の破損、滅失等の事故のないよう留意する。貸与資料の使用にあたっては、本業務での利用に限定し、他の目的のために使用してはならない。また本業務完了後は速やかに返却するものとする。

2.8 打合

乙はシステム構築及び公開について、事前に予定を甲に届け出て、作業上手違いがないように行うものとする。

2.9 再委託

本業務の全部又は大部分を再委託してはならない。

ただし、一部を再委託しようとする場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

2.10 検査

乙は、次に示す検査を受けるものとする。なお、検査の結果、不合格と判定された場合は、乙の負担においてすみやかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(1) 中間検査

公開型 GIS の構築状況、規制区域図のデジタル化状況等について、必要に応じて甲が検査を行う。

(2) 完成検査

公開型 GIS の機能及び性能等について、甲が完成検査を行う。

(3) 検収

完成検査の合格をもって検収とし、引き渡しを行う。

2.11 費用弁償等

次の経費は、全て乙が負担するものとする。

- (1) 事業実施に関連して第三者に与えた損害の補償等に関する経費
- (2) 官公庁等の手続きに要する経費

2.12 教育研修

- (1) 乙は甲がシステム管理者としての操作及び日常の保守点検等を行うのに必要十分な知識、技術を習得するための教育訓練等を実施するものとする。なお、その受講費用は乙の負担とする。
 - (2) 前項の教育訓練等の場所、方法、時期等の計画は、甲と乙との協議により定めるものとする。
- 2.13 無償保証期間
- 成果物の引渡し日から令和7年度末までに甲の善良な管理下において発生した故障については、甲の請求に基づき、無償で速やかに修理するものとし、その故障の内容及び措置について甲に報告書を提出するものとする。
- 2.13 運用、保守管理
- 乙は、公開型 GIS の運用保守業務に必要な体制を整備するとともに、連絡窓口を一本化し、公開型 GIS に障害が発生した場合、受付後直ちに復旧作業を開始できる体制を整備するものとする。
- 2.14 納入期限
- 令和7年3月28日
- ただし、デジタル化完了済みの市町村について公開型 GIS により順次 WEB 上での公開を開始することとし、スケジュールについて企画提案時に示すこと。
- 公開型 GIS の WEB 上での公開開始前に、1 か月程度の仮運用期間を設けるものとする。
- 2.15 金額積算についての補足
- (1) 乙は、以下に示す仕様に基づき、公開型 GIS を構築するとともに、デジタル化した規制区域図を公開型 GIS に反映し、WEB 上で公開すること。
 - (2) 乙は、(1)に要する費用（以下「導入費」という。）を提示すること（消費税及び地方消費税額を除く）。
 - (3) 乙は、令和7年度以降に、公開型 GIS の運用保守業務（教育研修及びWEB 上での公開を含む）を受託した場合に必要な福岡県の会計年度（4月～3月）あたりの費用（以下「維持費」という。）を、根拠（積算）も含めて提示すること（消費税及び地方消費税額を除く）。
 - (4) 乙は、令和7年度以降、会計年度中に規制区域図 50 箇所の変更が必要となった場合に、デジタル化した規制区域図を変更するとともに、同変更を公開型 GIS へ反映するにあたって、①甲から乙に委託が必要な作業を提示するとともに、②①の作業を乙が受託した場合に必要な費用（以下「変更費」という。）を、根拠（積算）も含めて提示すること（消費税及び地方消費税額を除く）。
 - (5) 支払い方法は次のとおりとする。ただし、支払い方法の詳細については、契約書によるものとする。
 - ア 導入費：導入作業完了後一括払い
 - イ 維持費及び変更費：各会計年度一括払い
 - (6) 本仕様書に含まれない公開型 GIS の改修、規制区域図のデジタル化等が必要となった場合は、甲乙が別途協議を行い、必要に応じ変更契約により実施するものとする。

第二章 公開型 GIS の構築

1 基本仕様

1.1 概要

- (1) デジタル化した福岡県内 60 市町村の規制区域図を WEB 上で公開するため、公開型 GIS を構築する。
- (2) 乙は、公開型 GIS の構築に必要な機器等を用意すること。

1.2 基本要件

公開型 GIS 構築にあたっての基本方針は次のとおりとする。

- (1) ASP サービスの利用を前提とし、インターネット公開等の二次利用が可能なベースマップを付属したシステムであること。
- (2) 別紙「システム機能要件一覧（公開型 GIS）」及び「セキュリティ対策要件」に記載された要件を基に構築し、成果物を納入するものとする。
- (3) 少なくとも縮尺 1/2,500～縮尺 1/100,000 の範囲で規制区域図を表示可能とすること。
- (4) 乙は甲の業務内容を十分に理解し、甲にとって最適となるよう、甲の意向を十分に把握し、仕様書の内容全てを考慮した上でシステム説明書を作成しなければならない。
- (5) 乙は甲が内容を理解できるよう、わかりやすいシステム説明書を作成しなければならない。この際必要に応じてチャートによる説明、用語解説を行う等工夫すること。
- (6) 特別な知識がなくとも操作が容易かつ的確に行うことができるよう、ユーザフレンドリーなシステムとすること。
- (7) デジタル化した規制区域図の変更（公開型 GIS への反映を含む。）を、容易かつ簡便に実施できるシステムすること。甲による実施が困難と判断される場合には、実施方法及び必要経費について提案すること。
- (8) 規制区域図以外の地理情報（別の種類の規制区域図等）を安価かつ簡便に追加（拡張）可能な、汎用性を持った設計とすること。

2 機能要件

2.1 システム機能要件

別紙「システム機能要件一覧（公開型 GIS）」に記載された要件に加え、下記機能を有するものとする。

- (1) 公開型 GIS から、市町村単位の規制区域図を PDF ファイル（A3 サイズ以上）で出力可能とすること。公開型 GIS から直接出力することが困難である場合は、代替案について提示すること。
- (2) 公開型 GIS には、公開用画面のほか、規制区域図の変更等を行う際に使用する作業用画面を備えること。
- (3) 甲において、過去 3 会計年度における公開型 GIS の分の閲覧者数（WEB 閲覧者数）を日毎、月毎、年毎に確認及びダウンロード可能とすること。
- (4) 公開型 GIS の利用者に対するアンケート調査を実施可能とすること。なお、アンケート調査の内容は甲乙が協議して定めるものとする。
- (5) 公開型 GIS へのアクセスを確保するため、適切な検索エンジン最適化（SEO）対策を実施すること。

3 非機能要件

3.1 データセンタ要件

公開型 GIS は、日本データセンタ協会（以下 JDCC）が定める “データセンターファシリテイスタンド” のティア 3 相当以上のデータセンタ（国内に立地しているものに限る）で運用すること。

また、乙自ら又は乙の関係会社が保有運営するデータセンタ等を利用することを妨げないが、この場合もティア 3 相当以上の機能を有すること。

なお、これらデータセンタ等の利用に必要な費用は全て乙が負担すること。

4 その他

公開型 GIS 構築後、乙はウェブアクセシビリティのテスト結果等を甲へ提出すること。

第三章 騒音・振動規制区域図のデジタル化

1 基本仕様

1.1 概要

(1) 紙媒体の規制区域図から公開型 GIS に反映可能な Shape 形式の GIS データを作成する。

(2) GIS データに対して必要な属性情報を入力する。

1.2 基本方針

電子化にあたっての基本方針は次のとおりとする。

(1) 甲が提供する福岡県内 60 市町村分の紙媒体の規制区域図から、Shape 形式の GIS データを作成すること。

各地域におけるポリゴン数の概算は下記のとおり。

		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	合計
騒音 規制 法	政令市域	167	32	50	47	296
	中核市域	50	5	21	6	82
	市域	197	112	215	51	575
	町村域	76	53	91	46	266

		第1種区域	第2種区域(黄色)	第2種区域(桃色)	合計
振動 規制 法	政令市域	18	53	8	79
	中核市域	26	31	1	58
	市域	97	175	38	310
	町村域	53	98	10	161

(2) 少なくとも縮尺 1/2,500～縮尺 1/100,000 の範囲で表示可能な GIS データを作成すること。

(3) 作成した GIS データについて、各市町村へ内容の確認を行い、修正事項がある場合には修正を行うこと。

第四章 システムの運用、保守管理

1 一般仕様

乙は、公開型 GIS が稼働する間、本システムの運用管理、データ管理、保守業務等（以下「運用保守業務」という。）を行うこと。

なお、令和 6 年度中の運用保守業務に要する費用は乙が負担するものとし、令和 7 年度以降の運用保守業務については甲乙において別途契約を締結する。

1.1 基本要件

- (1) 乙は、福岡県セキュリティ対策基準の規定及び別紙「システム機能要件一覧（公開型 GIS）」及び「セキュリティ対策要件」に記載された要件に則り、運用保守業務を行うこと。
- (2) 乙は、運用保守業務に必要な機器等を用意すること。
- (3) 甲の追加費用の負担がなく、本保守運用要件と同等以上の運用管理、データ管理、保守業務等を行うことができると甲が認めた場合は、乙の負担において、本保守運用要件を変更することができる。
- (4) Web 公開ページは「JIS X 8341-3 : 2016」のレベル AA 以上を達成すること。
ただし、地図ページなどレベル AA の達成が困難又は著しく経費を要する場合は、甲乙協議の上、対応を決定する。

1.2 システム保守要件

- (1) システム全般の安定稼働を目的とした保守業務を実施すること。
- (2) ソフトウェアの不具合対応およびセキュリティに関するパッチの適用等を速やかに実施すること。
- (3) システム保守体制として、障害または不具合が発生した場合は、おおむね 1 時間以内に初期対応が可能であること。
- (4) 運用期間中は、ソフトウェアのライセンス更新および適切なバージョンアップを実施すること。ただしバージョンアップに際して運用に重大な支障をきたす場合はこの限りではない。
- (5) サーバ OS を含むシステム全般において、脆弱性が発見されるなど改修の必要が生じた場合は、迅速に対応すること。
- (6) 機器の交換やシステムの再インストール等、障害や不具合の対応に時間を要する場合は、障害等の状況により夜間または土日の対応とすること。システムの稼働に影響がない場合はこの限りではない。

第五章 成果品

1 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとし、電子データ（Word、Excel 又は PDF 形式）で納品するとともに、(1)(4)については紙媒体でも納品すること。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1)業務報告書 | ・・・・・・・・一式 |
| (2)本業務で整備・搭載するデータ | ・・・・・・・・一式 |
| (3)公開型 GIS（運用環境・ソフトウェア利用権） | ・・・・・・・・一式 |
| (4)システム操作マニュアル | ・・・・・・・・一式 |

- (5)操作研修資料等一式
- (6)その他本業務で発生した成果品一式

システム機能要件一覧（公開型GIS）

※1:必ず搭載する機能 ※2:実装可能であれば搭載する機能

要件定義				必須機能 ※1	その他 望ましい機能 ※2
機能分類体系			要件		
大項目	中項目	小項目			
■基本要件					
共通事項	サービス提供環境	機器環境	1.利用者の操作機器環境 <PC向け> ・OSは、Windows10以降、及びMacOS10以降で利用可能であること。 ・ブラウザは、InternetExplorer11以降のほか、MicrosoftEdge、Mozilla Firefox、safari、Google Chromeで利用可能であること。 <スマートフォン向け> ・OSはiOS13.0以降、及びAndroid9.0以降に対応した機種で利用可能であること。 ・ブラウザはGoogleChrome、Safari等、対象OSの標準ブラウザで利用可能であること。 2.管理者の操作機器環境 <PC向け> ・OSは、Windows10以降、及びMacOS10以降で利用可能であること。 ・ブラウザは、InternetExplorer11以降のほか、MicrosoftEdge、Mozilla Firefox、safari、Google Chromeで利用可能であること。 1,2いずれも利用においては、Java、ActiveX、.NET Framework等のプログラムを別途必要としないこと。	○	
		ネットワーク環境	利用者側環境:インターネットで動作すること 管理者側環境:LG-WAN(又はインターネット)で動作すること。 インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。 通信環境は、次のとおりとする。 実行速度10Mbps程度以上の接続回線において、ストレスなく利用できること。 提案する環境が自治体の希望と異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	○	
		データ管理	提案する環境が自治体の希望と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。 ・クラウド環境にてバックアップを行うこと。 ・日次及び週次にてそれぞれ3世代まで保管するものとする。 ・アクセスログについて1年間保存すること。	○	
		サービス提供時間	原則、24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。	○	
		ライセンス数	管理者側ライセンス	管理者側ライセンスを1つ以上提供すること。	○
	デザイン・操作性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。	○	
		操作性	利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であることを示す	○	
		アクセシビリティ	「JIS X8341-3:2016」が規定する「レベルAA」に準拠するなどアクセシビリティに配慮したデザインであること。 実施不可の場合にはその理由を示すこと。	○	
		視覚障害者支援	サービスを円滑に利用するためのユーザ補助機能として、次のような機能を用意できること。 例) ・視覚障害者が自力でユーザー向けアプリ等を操作できる機能 ・各種機能をショートカットキーにより利用できる機能 など		○
	情報セキュリティ	多言語対応	(多言語対応が必要な場合) 必要な言語を示す。		○
		システムログ	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要なログ情報を取得すること。	○	
		アクセス・操作ログ	管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。	○	
		不正プログラム対策	システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。 システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。	○	

要件定義				必須機能 ※1	その他 望ましい機能 ※2
機能分類体系			要件		
大項目	中項目	小項目			
	データ移行	—	システム更新(再構築)の場合、前システムからのデータ移行の条件を記載する。 (例) 移行データの種類等 将来的なシステム移行等に備え、保持するデータについては政府相互運用性フレームワーク(GIF)に準拠するなど標準的なデータモデルに沿った形にすること。		○
	サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、全て抽出し発注者に提供すること。	○	
		保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること、消去においては、復元不可能な状態にすること。	○	
	利用規約等	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認(同意)をとる機能を有すること。	○	
	問合せ機能	—	問合せ方法に関する情報が掲載できること。	○	
	統計機能	—	システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計する機能 必須機能:延べ利用回数、Webページビュー数、機能毎の利用数	○	
	関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に関係する関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること	○	
	著作権	—	(必要な場合) ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。	○	
資格管理	管理側アカウント管理	管理情報	職員用アカウントを登録できること。	○	
		アカウント設定方法・認証方法	登録できるユーザー数は無制限であること。	○	
			管理者によるパスワードのリセット(又は再設定)ができること。	○	
		アクセス制御	職員アカウントは、所属ごとなどでグループ設定でき、各グループごとに利用可能な情報の権限設定を行えること。		○
■類型毎に異なる機能要件					
基本条件	地図の種類・ライセンス		都市計画基本図等の位置精度が認められる基図を使用すること。 背景地図は国土地理院地形図や民間地図等も利用すること。 同時接続数は無制限とすること。	○	
利用者向け機能	トップページ	トップページ等	利用者向けトップページを設置すること。 トップページの必須表示内容は下記のとおりとする。 システム名称、画像、利用上の注意、新着情報、操作マニュアル、問い合わせ先、地図ページへのリンク	○	
			利用者に県のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること。 例)福岡県の記章等をトップページに設定する。	○	
	地図表示機能	背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。	○	
			地形図、背景用民間地図等の元データがベクタレイヤの背景図については、タイル画像化して表示できること。	○	
		凡例機能	表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。	○	
		地図表示	表示デバイスの位置情報を利用し、現在地を表示できること。	○	
			表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。	○	
			表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。	○	
			異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を同一画面内に並べて表示できること。	○	
			並べて表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。	○	
			施設情報や地図コンテンツと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。	○	
			背景図に対し、アイコンなどの表示項目の透過度が設定可能であること。	○	
	表示している地図の内容を表示できるURLを表示できること。		○		
	ハッチングパターンは縦・横・斜め(右下がり、左下がりの各方向)で設定できること。		○		

要件定義			必須機能※1	その他望ましい機能※2		
機能分類体系						
大項目	中項目	小項目	要件			
		索引図表示	表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。	○		
			索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。	○		
		主題情報・シンボル情報	図形情報に対応するポイント(点)、ライン(線)、ポリゴン(面)を表示できる。	○		
			図形(アイコンシンボル、線、面)の表示設定は、複数色、複数種類から選択できる。	○		
			点レイヤと属性情報で構成されるシンボル情報を表示できること。また、点レイヤはアイコンとして表示できること。	○		
			アイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。	○		
			属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できる。	○		
			属性情報の値(角度)に従い、ラベルやアイコンを回転してを地図上に表示できる。	○		
			縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。	○		
		関連ファイル	施設情報や地図コンテンツに関連ファイルを設定できること。	○		
			アイコン、線レイヤ及び面レイヤをクリックすることにより、関連ファイルを表示できること。	○		
			画像ファイルについては、ダウンロードしなくとも画面上に直接画像を表示できること。	○		
		拡大縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小できること。	○		
			表示地図領域内でマウス操作により矩形領域を指定し拡大できること。	○		
			レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。	○		
			マウスホイールの操作により地図を拡大・縮小できること。	○		
		移動	マウス操作により表示地図の任意の箇所1点を指定し、指定した箇所を画面の中心に表示できること。	○		
			画面上に表示されるボタン等により、地図を任意の方向に一定割合で移動できること。	○		
			マウス操作により地図をつかんだようにして移動できること。	○		
		URL・QR	表示した位置情報をURL出力できること		○	
			表示した位置情報の携帯電話用URLをQRコード変換して表示できること。		○	
		レイヤ管理等	レイヤ表示等	線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。	○	
				レイヤ単位及び分類単位で表示・非表示の切り替えができる。	○	
		属性機能	属性情報設定	テキスト情報などを属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。(事業者による対応でもよい。)	○	
			属性情報表示	地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。	○	
			属性一覧	地図上の地物の属性一覧を表示できること。	○	
			属性検索	属性一覧画面から地物を検索できること。	○	
			属性データ型	属性情報として以下のデータ型を設定できること。 数値、文字列、URL URLについてはハイパーリンクとして表示できること。	○	
		検索機能	住所検索	住所情報による地図検索ができること。	○	
				住所の表記は、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「ー」「ー(長音)」による表示等、想定される住所表記に対して対応できる。	○	
目標物検索	目標物による地図検索ができること。		○			
	キーワード入力による地図検索ができること。キーワードは文字の部分一致で検索できること。		○			
	リスト選択による地図検索ができること。		○			
ルート検索	2地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できる。	○				

要件定義				必須機能 ※1	その他 望ましい機能 ※2
機能分類体系			要件		
大項目	中項目	小項目			
		座標検索	経度・緯度を指定して位置が検索できる。		○
			地図の任意地点の経度・緯度を表示できる。		○
	印刷・出力	印刷	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。	○	
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。	○	
			コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。	○	
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際のレイアウトを予め指定した独自の様式に変更できること。	○	
		データ出力	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。	○	
			CSV等で、地図に表示している地物の属性一覧を出力できること。また、出力項目等の管理が可能であること。		○
	計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。	○		
		距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができる。	○		
		計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。	○		
	作図機能	作図	地図上に一時的な図形(点・線・面等)を作成できること。	○	
			一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。	○	
	スマートフォン対応	表示	スマートフォンに最適化された画面表示ができること。ピンチイン、ピンチアウト、ドラッグなどスマートフォンの操作により地図操作を直感的に行えること。	○	
管理機能	お知らせ機能	お知らせ、新着情報の表示	新着情報や問い合わせ先等の情報を登録でき、トップ画面等利用者にわかりやすい位置に表示できること。	○	
	地図表示機能	レイヤ表示	線レイヤは、線の種類や太さ、色、透過度等を変更できること。(事業者による対応でもよい。)		○
			面レイヤは、枠線や塗りつぶし部分の種類、太さ、色、透過度等を変更できること。(事業者による対応でもよい。)		○
			レイヤの表示順を設定できる。(事業者による対応でもよい。)		○
			レイヤの色分け表示、ラベル表示を設定できる。(事業者による対応でもよい。)		○
公開管理	公開データ登録	公開用データを発注者で容易に登録できる仕様とすること。 発注者が操作できる登録機能を有すること。 公開前にイメージ確認ができること。 公開・非公開設定ができること。 管理者による承認機能を有すること。	○		

セキュリティ対策要件

1 基本要件

No.	項目
1.1	管理画面等について、ファイアウォール等によりアクセス制限を実施すること。
1.2	(OS・ミドルウェア等の)セキュリティパッチを定期的に適用すること。
1.3	(OS・ミドルウェア等の)緊急のセキュリティパッチは早急に適用すること。
1.4	(サーバ・PCに対し)ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを最新に保つこと。
1.5	(サーバ・PCに対し)ウイルス対策ソフトによるチェックの頻度は毎日とすること。
1.6	バックアップを取得する頻度は日次及び週次とすること。
1.7	アクセスログを保存する期間は1年以上とすること。
1.8	緊急時の連絡体制表、対応フロー等を策定すること。

2 外部公関係システム要件

No.	項目
2.1	各種サイバー攻撃に対応した安全なプログラミングを実施すること。
2.2	ログインパスワードを10文字以上とすること。
2.3	ログインパスワードに含む必要のある文字種は3種類以上とすること。 また、含む必要のある文字種はアルファベット(大文字)、アルファベット(小文字)、数字、記号(# や @ など)とすること。
2.4	外部インターネットサーバに機密情報を保存しない構成とすること。 外部インターネットサーバ: 外部公開に用いるインターネットサーバ 本業務の機密情報: 変更して公開する前の規制区域図に係る情報